

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

大阪局が雑損控除の簡易計算法を作成

Q：このたびの阪神大震災で家がつぶれました。雑損控除を受けるにあたり、損失額はどのように計算すればよいのでしょうか。

A：災害、盗難、横領によって生活用資産などに損害を受けたときは、所得税では雑損控除として所得から差し引くことができます。

阪神大震災の被災者は、6年分の所得税について雑損控除の適用ができることとなりました。

本来、雑損控除の対象となる資産の損失は、損失発生時の時価を基に計算しますが、大阪国税局ではこのほど、被災納税者の便宜を図るため、雑損控除の特例の適用における「住宅、家財等に対する損害額の簡易計算」を作成しました。

これによりますと簡易計算の概要は次のとおりになります。

(1) 住宅に対する損害額の計算

被害を受けた住宅の構造および建築時期により、「住宅の時価額簡易表」と「被害割合表」を利用して計算します。

例えば、平成2年～6年に建築された木造住宅であれば、表では1㎡当たり175千円となっています。これに延床面積数を乗じ、被害割合表における割合分が損害額として計算されます。

(2) 家財に対する損害額の計算

{6年分の総所得金額(千万円限度) × 50% + 本人・同居親族の数 × 大人1人百万円(小人60万円)} × 被害割合表における割合

(注) 小人=7年1月17日現在18才未満

